えりも町公共施設等総合管理計画

平成 29 年2月 策定

一令和6年2月 改定一

えりも町

目 次

はじ	めに	1
1章	公共施設等を取り巻く現況	2
1	えりも町の概要	2
2	公共施設等の保有状況	8
3	将来人口の推移	16
4	財政の状況	17
5	建築系公共施設の劣化状況	19
6	建築系公共施設の利用状況	19
7	劣化・利用状況から見た分析	19
2章	公共施設等の更新費用の見通し	20
1	建築系公共施設	20
2	道路	22
3	橋りょう	23
4	上水道	24
5	下水道	25
6	公共施設等まとめ	26
3章	公共施設等を取り巻く課題の整理	27
4章	公共施設等マネジメントの理念と目的	28
1	公共施設等総合管理計画の理念・目的	28
2	計画の対象	28
3	計画期間	29
4	策定体制	29
5章	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	30
1	人口減少を見据えた整備更新	30
2	町民ニーズへの適切な対応	31
3	民間活力の積極的な導入	32
6章	公共施設等の管理に関する実施方針	33
1	点検・診断等の実施方針	33
2	維持管理・修繕・更新等の実施方針	34
3	安全確保の実施方針	35
4	耐震化の実施方針	37
5	長寿命化の実施方針	38
6	統合や廃止の推進方針	39
7章	施設類型毎の管理に関する基本的な方針	40
1	建築系公共施設	40
2	インフラ系施設	44
	総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策	
1	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	45
2	フォローアップの実施方針	47

はじめに

えりも町では、多くの公共施設(庁舎・校舎等の建築系公共施設)や、道路・橋梁・上下水道等のインフラ系公共施設等を整備し、行政サービスの提供、町民生活の基盤整備等に取り組んできました。

しかしながら、これらが時間の経過ととともに徐々に老朽化し、今後、その安全性と機能性を確保するための維持管理、更新等には膨大な経費が必要となります。

長期的展望においては人口減少による歳入の減少が予測され、厳しい財政状況の中で、これらの課題への対応が求められています。

国では、「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月)を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等推進することとし、地方公共団体に対して公共施設等総合管理計画の策定を要請しています。

以上を踏まえ、「えりも町公共施設等総合管理計画」は、えりも町の公共施設等の現状および将来の 見通しを把握し、どのように対処していくべきか基本方針を定めることを目的とし、「公共施設等総合 管理計画の策定にあたっての指針の策定について」(総財務第75号 平成26年4月)で示された「公 共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に準拠して策定しました。

今般、「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しにあたっての留意事項について」(令和3年1月26日付け総財務第6号)及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定等について」(令和4年4月1日付け総財務第43号)に基づき総合管理計画に記載すべき事項の追記が生じたことから、併せて各種数値の時点修正を行い、えりも町公共施設等総合管理計画の改定を行います。

1章 公共施設等を取り巻く現況

1 えりも町の概要

(1) 土地利用

北海道の中央南部に位置し、日高総合振興局管内の東端・南端にあたります。南は太平洋に面し、 北西部の様似町、北部の広尾町、2町に接しています。

えりも町の総面積は $284.00 \, \mathrm{km}^2$ (令和5年北海道統計書公表面積) となっており、土地利用は、町域の 65.8%が山林、8.5%が原野、6.7%が牧場となっており、多彩な自然環境に恵まれています。

図 えりも町の位置



表 地目別面積

(単位:km²)

平成 25 年度	\Box	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	総面積
面積	0.00	7.71	1.32	0.00	186.59	19.37	24.18	3.06	41.70	283.93
山傾	0.0%	2.7%	0.5%	0.0%	65.7%	6.8%	8.5%	1.1%	14.7%	100.0%
令和3年度	\blacksquare	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	総面積
面積	0.00	7.24	1.33	0.00	187.06	18.05	25.26	3.32	41.74	284.00
田快	0.0%	2.5%	0.5%	0.0%	65.8%	6.4%	8.9%	1.2%	14.7%	100.0%

資料: 平成27年北海道統計書(平成25年データ) 令和5年北海道統計書(令和3年データ)

※注:面積は、各市町村において、各年1月1日現在で土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている土地の うち、総評価地積と非課税地積を合計したもの。

(2) 気候

春と夏は濃霧が発生しやすく、そのため平均最高気温が 24.7℃と北海道の中でも夏が涼しい地 域のひとつです。

図 えりも町の気象概要(観測地:えりも岬)

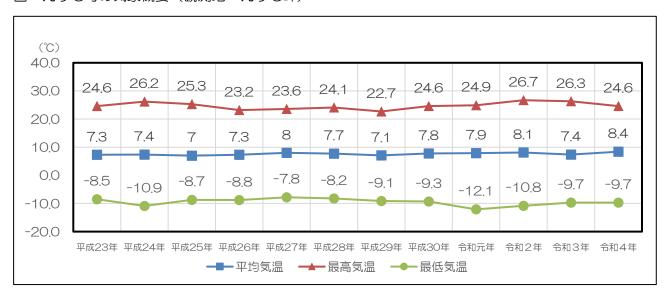


表 えりも町の気象概要(観測地:えりも岬)

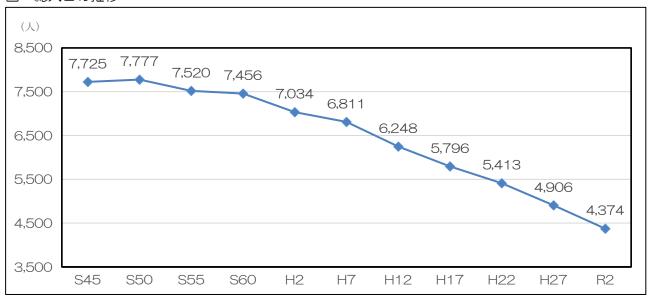
	年降水量		気温		平均風速	日照時間	降雪量	最深積雪
	十四小里	平均気温	最高気温	最低気温	平均風迷	口沿岛间	神芸里	取冰惧当
	(mm)	(℃)	(℃)	(\mathcal{C})	(m/s)	(時間)	(cm)	(cm)
平成23年	942.0	7.3	24.6	-8.5	8.0	1,776.6		_
平成24年	1,285.0	7.4	26.2	-10.9	8.0	1,631.1	1	_
平成25年	1,113.5	7.0	25.3	-8.7	7.9	1,622.9	1	_
平成26年	838.0	7.3	23.2	-8.8	8.0	2,016.4	1	_
平成27年	1,000.5	8.0	23.6	-7.8	8.3	1,796.3		_
平成28年	1,176.5	7.7	24.1	-8.2	8.4	1,909.0		_
平成 29 年	846.5	7.1	22.7	-9.1	8.1	1,887.4	1	_
平成30年	949.5	7.8	24.6	-9.3	8.2	1,693.0		_
令和元年	913.0	7.9	24.9	-12.1	8.3	2,021.3	1	_
令和2年	821.0	8.1	26.7	-10.8	8.3	1,771.4		_
令和3年	1,316.0	7.4	26.3	-9.7	8.2	1,795.6		_
令和4年	1,398.0	8.4	24.6	-9.7	8.2	2,088.5		
平均	1,049.9	7.6	24.7	-9.4	8.1	1,834.1	_	

(3) 人口•世帯

えりも町の人口は、昭和 50 年に 7,777 人とピークを迎え、以降減少が続いています。平成 27 年国勢調査(速報値)は 4,905 人であり、ピークからの 40 年間で約 37%の減少となっています。 住民基本台帳では平成 27 年で 5,153 人、10 年間(平成 18~27 年)の推移をみると約 12% の減少となっています。

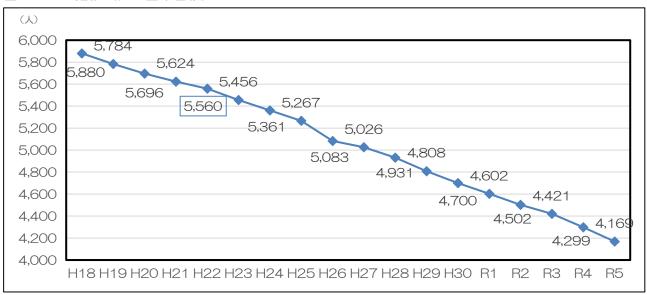
世帯数は令和2年国勢調査(確定値)で1,822世帯です。平成12年に2,161世帯とピークを迎え、平成22年には減少に転じており、ピークからの20年間で約16%の減少となっています。住民基本台帳では平成27年で2,175世帯、10年間(平成18~27年)の推移をみると増減を繰り返しほぼ横ばいとなっています。

図 総人口の推移



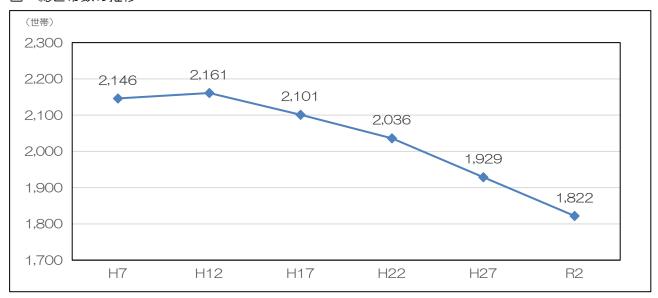
資料:各年国勢調査

図 人口の推移(住民基本台帳)



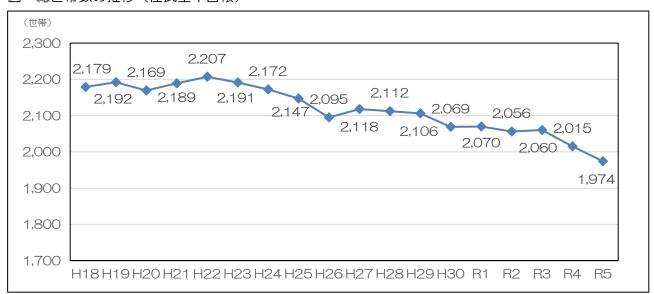
資料:住民基本台帳(数値は各年3月末現在)

図 総世帯数の推移



資料:各年国勢調査

図 総世帯数の推移(住民基本台帳)



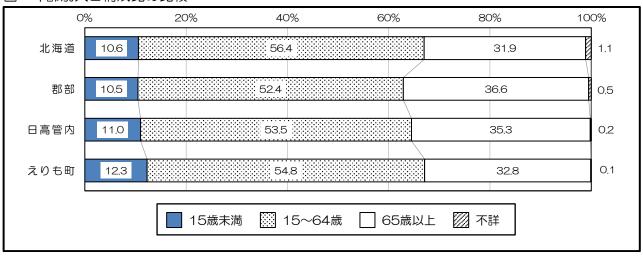
資料:住民基本台帳(数値は各年3月末現在)

(4)年齢別人口

年齢別人口構成比をみると、令和2年国勢調査で、年少人口(15歳未満)12.3%、生産年齢人口(15~64歳)54.8%、高齢人口(65歳以上)32.8%となっています。高齢人口率は、郡部平均、日高管内と比較して最も低くなっています。

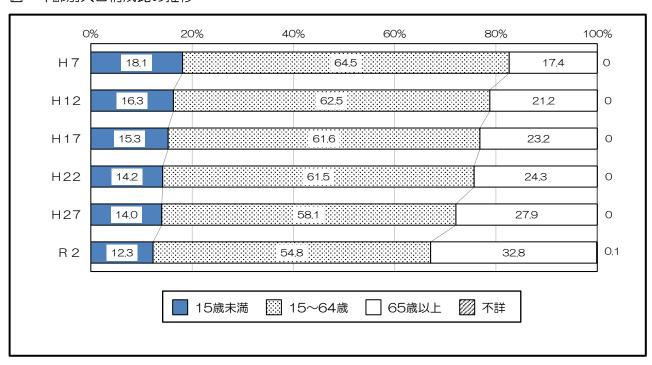
15年間(平成7~令和2年)の推移をみると、年少人口と生産年齢人口の割合はともに減少傾向、高齢人口は増加傾向にあります。高齢人口は25年間で12.1%増と急速に増加しています。

図 年齢別人口構成比の比較



資料:令和2年国勢調査

図 年齢別人口構成比の推移



資料:各年国勢調査

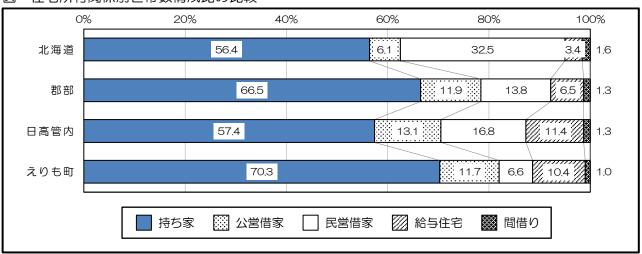
(5) 住宅所有関係別世帯数

住宅所有関係別世帯数は令和2年国勢調査で、持ち家70.3%、公営借家11.7%、民営借家6.6%、 給与住宅10.4%となっています。

北海道、郡部、日高管内と比較すると、持ち家率が最も高く、民営借家率が最も低くなっています。

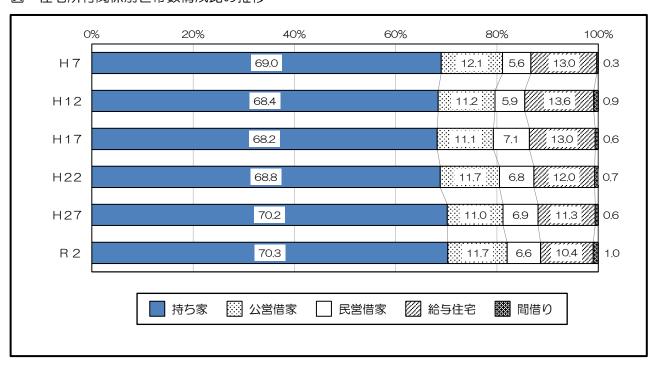
25年間(平成7~令和2年)の推移をみると、持ち家、公営借家は横ばいなっており、民営借家は微減傾向、給与住宅は減少傾向となっています。

図 住宅所有関係別世帯数構成比の比較



資料: 令和2年国勢調査

図 住宅所有関係別世帯数構成比の推移



資料:各年国勢調査

2 公共施設等の保有状況

(1)施設数、延べ床面積等

えりも町が保有する建築系公共施設は、163施設、351棟、総延床面積90,559㎡です。

用途別施設数では、その他施設が56施設と最も多く、内訳は教員・職員住宅が大半を占めています。以下、公営住宅が21施設、行政系施設が15施設です。

用途別延床面積構成比では、学校教育系施設が28.8%、公営住宅が20.5%であり、この2つで 町有建築物の約半分を占めています。

道路、橋りょう等のインフラ系公共施設は、町道約 196 km、林道約 28 km、橋りょう約 495m、トンネル・シェッド約 266m、上水道約 117,982m、下水道約 26,734mです。

※10㎡未満の物置等については対象外とします。

図 1-1 建築系公共施設の用途別施設数構成比

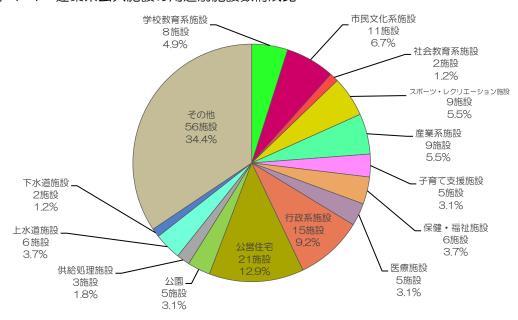


図 1-2 建築系公共施設の用途別延床面積構成比

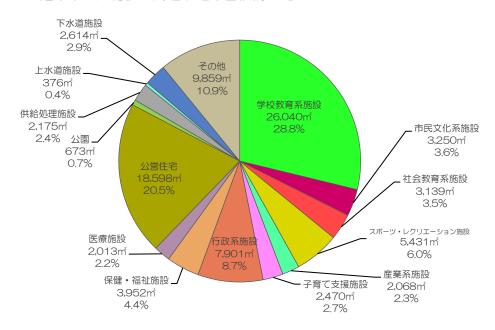
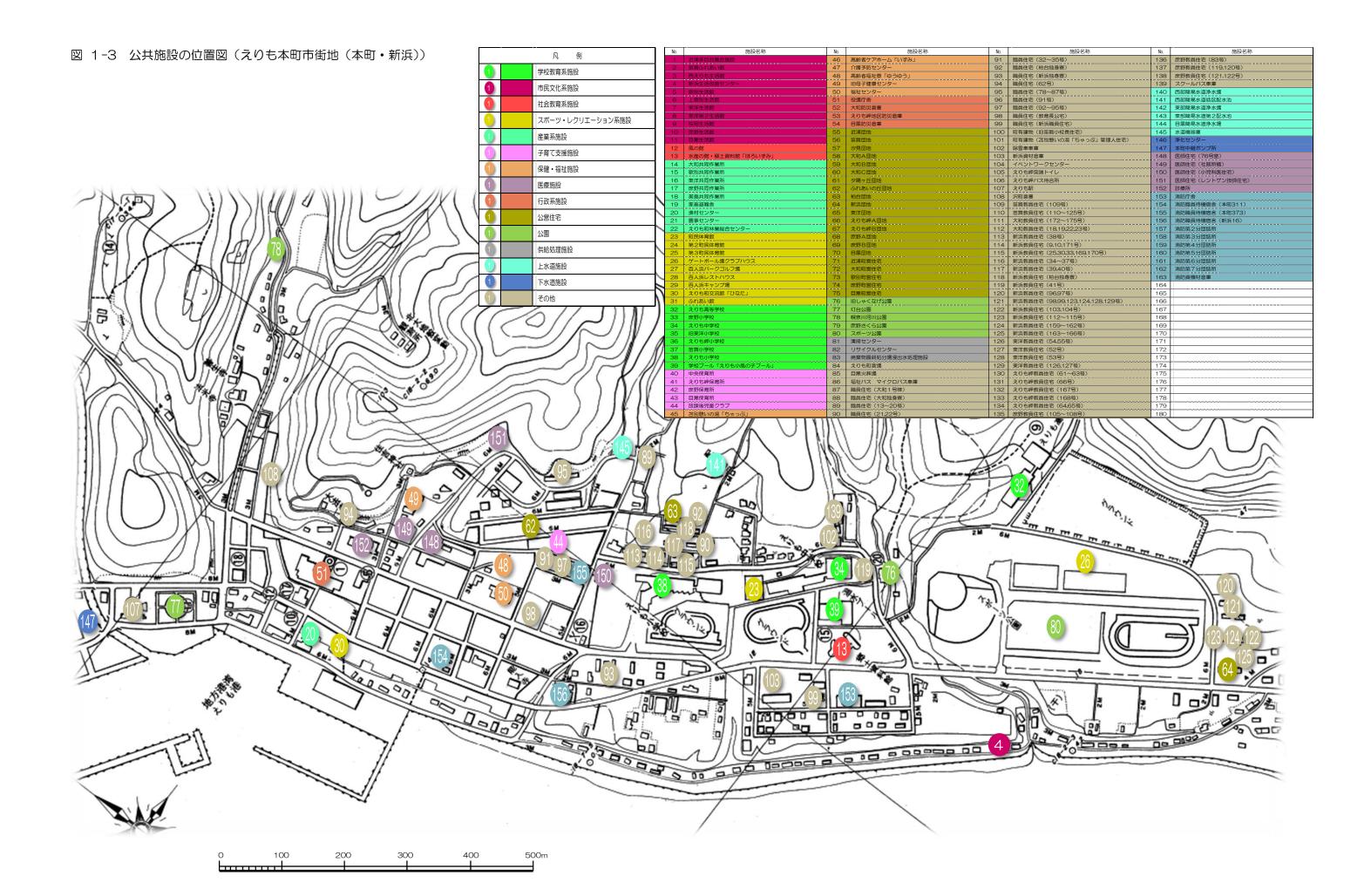


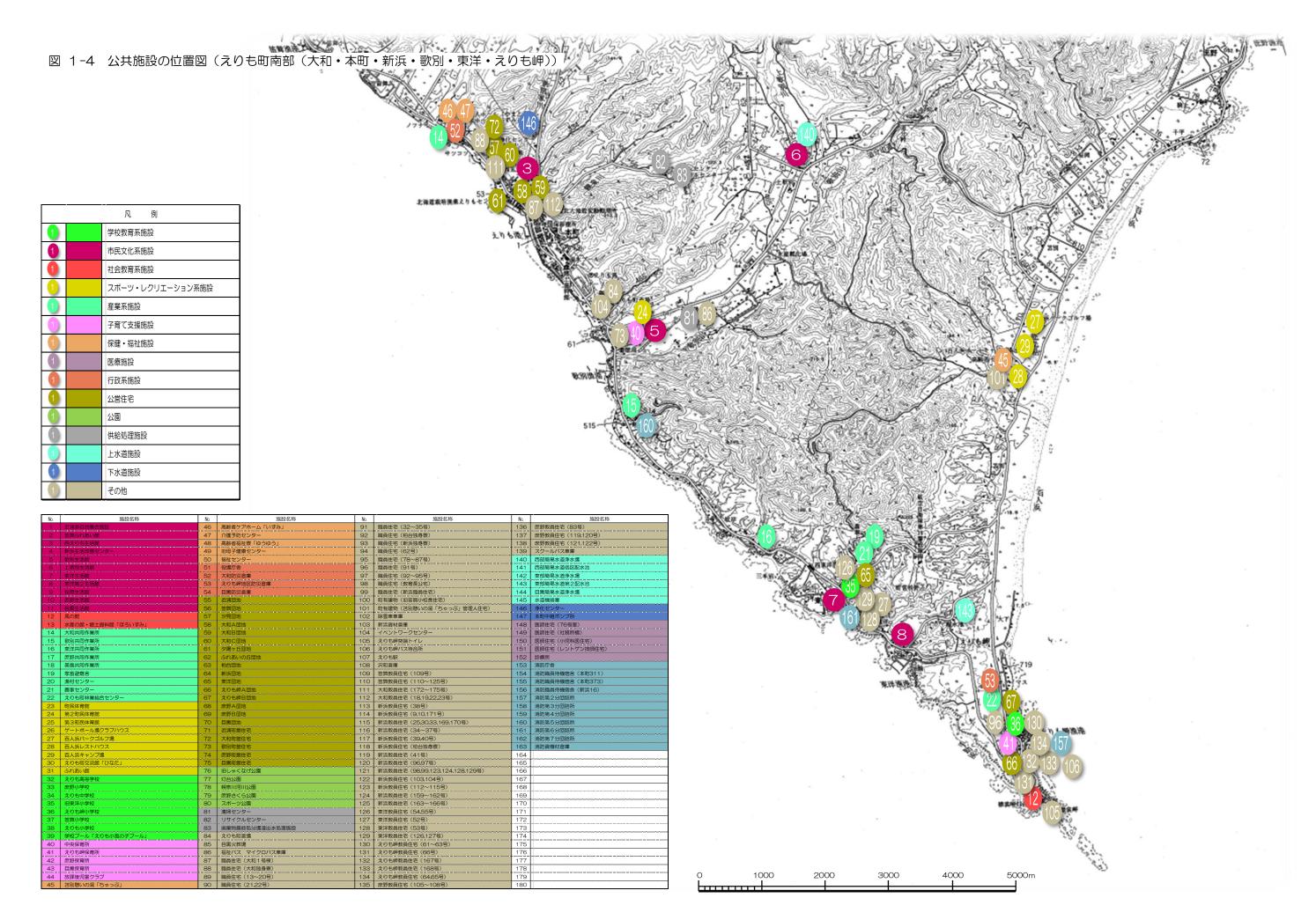
表 1-1 建築系公共施設

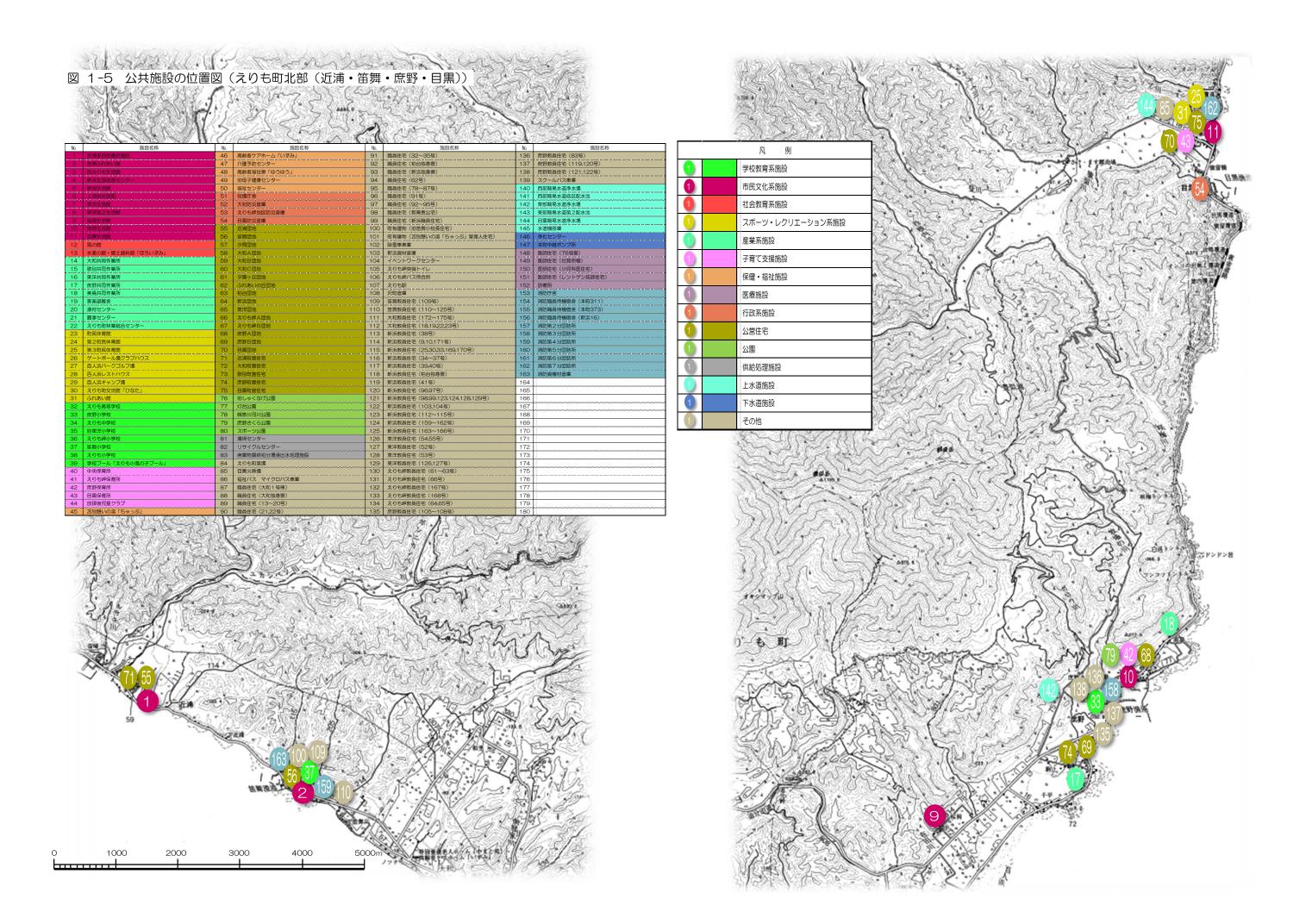
施設分類	主な用途	施設数	小計	棟数	小計	延床	小計	延床面積
(大分類)	(中分類)		(施設)		(棟)	面積(㎡)	(m²)	構成比
学校教育系施設	学校	7	8	33	34	25,338	00040	28.8%
子仪教育术爬放	その他	1	0	1	54	702	26,040	20.0%
市民文化系施設	集会施設	11	11	12	12	3,250	3,250	3.6%
社会教育系施設	博物館等	2	2	3	3	3,139	3,139	3.5%
 スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	5	9	6	26	3,026	5,431	6.0%
ハル・ノ・リングエッコンポル語文	レクリエーション施設・観光施設	4		20	20	2,405	5,451	0.0%
産業系施設	産業系施設	9	9	9	9	2,068	2,068	2.3%
子育て支援施設	幼保・こども園	4	5	5	6	2,119	2,470	2.7%
丁月で文法派成	幼児・児童施設	1)	1	0	351	2,410	2.1 /0
	高齢福祉施設	4		5		1,711		
保健•福祉施設	保健施設	1	6	1	9	280	3,952	4.4%
	その他社福祉施設	1		3		1,961		
医療施設	医療施設	5	5	8	8	2,013	2,013	2.2%
	庁舎等	1		1		5,605		
行政系施設	消防施設	11	15	11	15	1,861	7,901	8.7%
	その他行政系施設	3		3		435		
公営住宅	公営住宅	16	21	57	94	16,793	40.500	00.50/
公名住七	町営住宅	5		37	94	1,805	18,598	20.5%
公園	公園	5	5	10	10	673	673	0.7%
供給処理施設	供給処理施設	3	3	5	5	2,175	2,175	2.4%
上水道施設	上水道施設	6	6	7	7	376	376	0.4%
下水道施設	下水道施設	2	2	2	2	2,614	2,614	2.9%
その他	その他	56	56	111	111	9,859	9,859	10.9%
合	dž	163	3 施設	35	1 棟	90,55	59 m ²	100.0%

表 1-2 インフラ系公共施設

分類	内訳
道路	実延長合計 225,153m (町道 196,345m、林道 28,808m)、
	道路面積合計(道路部) 1,068,480 ㎡(町道 943,776 ㎡、林道 124,704 ㎡)
橋梁	実延長合計 494m、橋りょう面積合計 3,329 ㎡
トンネル・シェッド	トンネル延長 96m、シェッド延長 170m、合計 266.3m
上水道	実延長合計 117,982m
下水道	実延長合計 26,734m



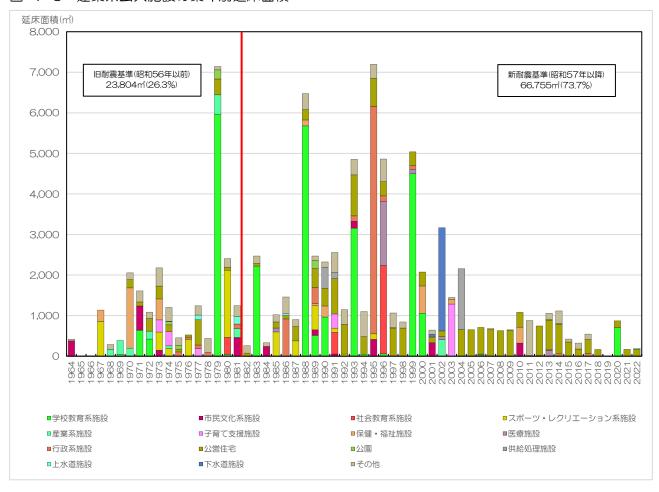




(2) 建築系公共施設の築年別状況

現存する建築系公共施設は、最も古いもので昭和30年代に建築されています。昭和54年に約7,000㎡が建築されたのち、昭和62年ごろから平成16年ごろまでに多くが建築されています。 赤い縦線は、これより左側が旧耐震基準による建築物を示します。現在の建築系公共施設の約7割は新耐震基準による建築です。

図 1-6 建築系公共施設の築年別延床面積



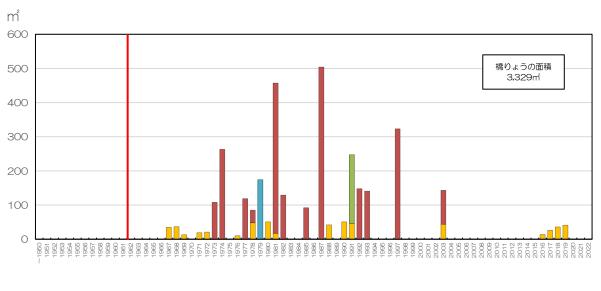
(3) インフラ系公共施設の整備年別状況

① 橋りょう

橋りょうの総面積は 3,329 ㎡です。橋りょうは、古いものでは昭和 45 年度以前に建設されていますが、多くは昭和 45 年度から平成 9 年度ごろにかけて建設されています。

赤い縦線は、これより左側が現時点で耐用年数 60 年を経過している橋りょうを示しますが、現時点ではえりも町にはありません。

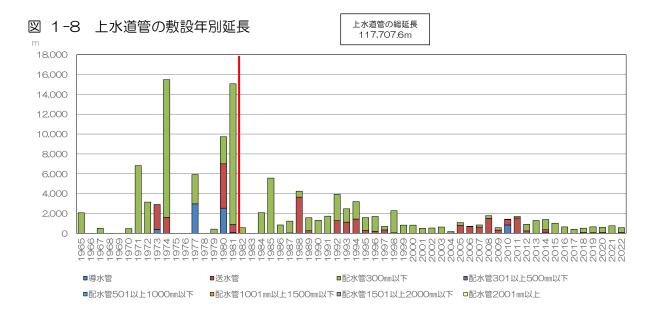
図 1-7 橋りょうの建設年別面積



■RC橋■PC橋■鋼橋■石橋■木橋・その他

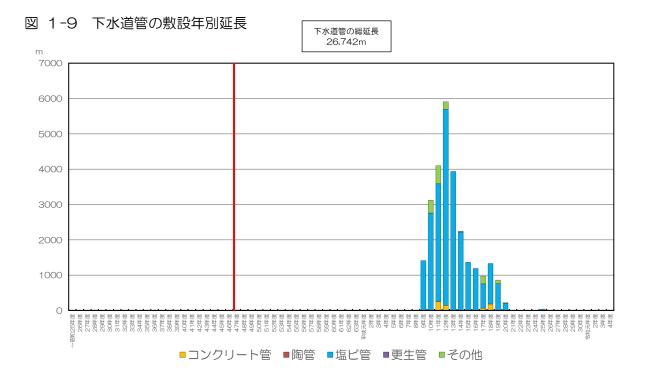
② 上水道

上水道管の総延長は 117,707.6m です。1965 年以降に敷設されています。 赤い縦線は、これより左側が、現時点で耐用年数 40 年を経過している上水道管を示します。 耐用年数を経過しているものは 63,069.2mで 53.5%を占めています。



③ 下水道

下水道管の総延長は 26,742m です。平成 9 年度以降に敷設されています。 赤い縦線は、これより左側が、現時点で耐用年数 50 年を経過している下水道管を示しますが現 時点でえりも町にはありません。



3 将来人口の推移

えりも町における将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成27(2015) 年以降減少を続け、令和47(2065)年には約1,200人(2020年人口の28%)になると予想されます。

えりも町人口ビジョンにおける目標人口は、令和 17 (2035) 年で 4,013 人(同 92%)、令和 75 (2065) 年で 3,167 人(同 72%) と設定しています。

図 1-10 総人口の推移

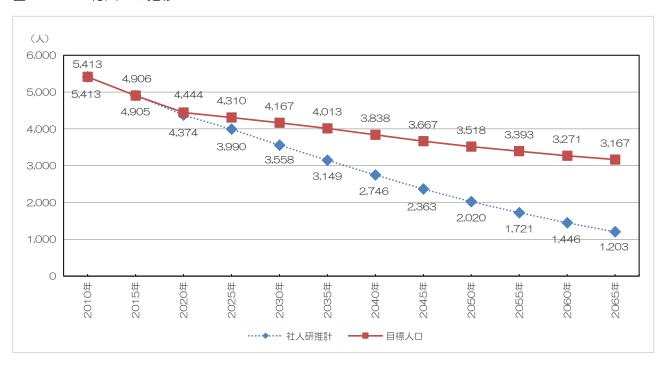


表 1-3 総人口の推移(単位:人)

		国勢調査						推計				
	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060	2065
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
国勢調査 社人研推計	5,413	4,905	4,374	3,990	3,558	3,149	2,746	2,363	2,020	1,721	1,446	1,203
目標人口	5,413	4,906	4,444	4,310	4,167	4,013	3,838	3,667	3,518	3,393	3,271	3,167

資料: 平成 22 年国勢調査、平成 27 年国勢調査、令和 2 年国勢調査、社人研推計、えりも町人口ビジョン

4 財政の状況

(1)歳入の状況

令和 4 年度の普通会計を基にえりも町の歳入の状況をみると、町税(地方税)が約 468 百万円で、地方交付税が約 2,619 百万円となっています。町税をはじめとする自主財源は全体の 27.3%であるのに対し、地方交付税をはじめとする依存財源は 72.7%です。

図 1-11 歳入の推移

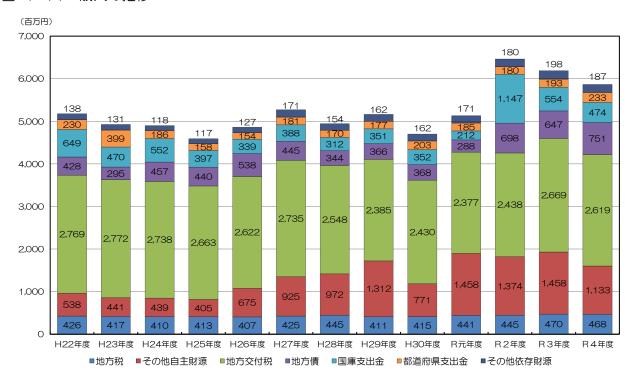
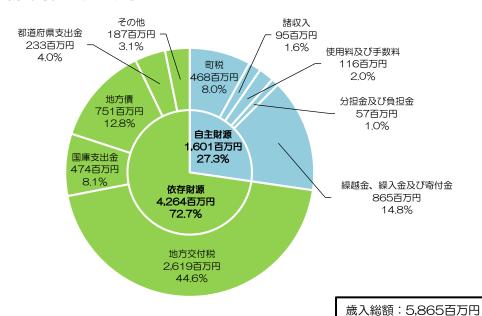


図 1-12 令和4年度決算 歳入の内訳



17

(2)歳出の状況

歳出の状況をみると、投資的経費は平成 25 年度から平成 30 年度までは 500 百万円前後で推移していましたが、令和 4 年度は約 1,002 百万円となっています。令和3年度における義務的経費の全体に占める割合は 30.6%です。

図 1-13 歳出の状況

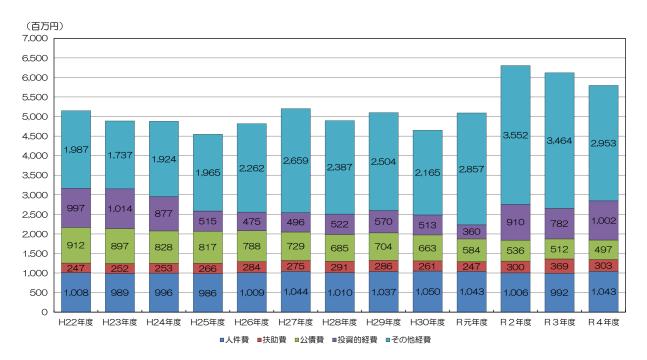
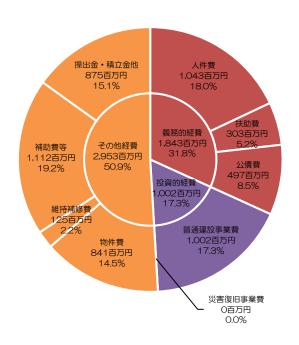


図 1-14 令和4年度決算 歳出の内訳



歳入総額:5,798百万円

5 建築系公共施設の劣化状況

劣化状況把握のための現地調査については、個別施設計画において行うこととします。

6 建築系公共施設の利用状況

建築系公共施設の利用状況の把握については、個別施設計画において行うこととします。

7 劣化・利用状況から見た分析

劣化・利用状況から見た分析については、個別施設計画において行うこととします。

2章 公共施設等の更新費用の見通し

更新費用の推計にあたっては、総務省による更新費用試算ソフト(Excel2007 形式)を自治体 PFI/PPP 調査研究会における検討結果を踏まえて改修した、「公共施設等更新費用試算ソフト (Ver.2.10)」の考え方を採用しました。

現在の建築系公共施設、インフラ系公共施設を保有し続けた場合の、今後 40 年間の更新にかかる費用を、シミュレーションにより推計します。

1 建築系公共施設

更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定します。延床面積に建替単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

① シミュレーション条件

- ・今後新たな建設は行わない。
- ・建設後60年で建替を実施する。建替期間は3年とする。更新費は建設費と同額とする。単年度 に負担が集中しないように建て替え時は費用を3年間に分割する
- 建設後 30 年で大規模改修を実施する。修繕期間は 2 年とする。改修時の費用は 2 年間に分割する。
- ・ 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は無視する。
- 大規模改修および建替単価は次のとおりとする。

表 2-1 大規模改修および建替単価(単位:万円/㎡)

大分類	大規模改修	建替
市民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36
産業系施設	25	40
学校教育系施設	17	33
子育て支援施設	17	33
保健•福祉施設	20	36
医療施設	25	40
行政系施設	25	40
公営住宅	17	28
公園	17	33
供給処理施設	20	36
その他	20	36

② 更新費用の見通し

i. 年当たりの平均費用

次図は過去 5 年間の建築系公共施設全体に対する投資的経費の実績(2018~2022 年度までの表示)と、今後 40 年間にかかると予想される更新費用の推計値(2023 年度以降の表示)です。 今後 40 年間、現在あるすべての公共施設約 9.0 万㎡を保有し続けた場合にかかる更新費用は 486.52 億円となり、年平均では 12.16 億円となります。過去5年間の投資的経費の実績(既存更新分及び新規整備分)は年平均 3.84 億円(グラフ中の赤色水平線)ですが、これの 3.28 倍に相当します。

ii. ピーク

まず令和8(2026)年度前後に大規模改修等によるピークがやってきます。その後比較的費用のかからない期間が続きますが、令和22(2040)年度前後、令和31(2049)年度前後及び令和38(2056)年度前後に建替によるピークが複数回訪れます。

iii. 費用内訳

今後 10 年間に「築 31 年以上 50 年未満の公共施設の大規模改修」にまとまった費用が必要になります*。また今後 20 年間に「大規模改修」にかかる費用も一定の割合を占めるようになります。約 10 年後以降から「建替え」に対する費用が多くを占めるようになります。

※大規模改修が実施されなければならない築後 30 年を、現時点ですでに経過している施設が存在します。改修はすぐに実施することになりますが、ここでは改修費用の総額を今後 10 年間に割り振っています。

現状のままでは、全ての施設を大規模改修・建替していくことは困難であることが想定されます。 特定の期間に多くの費用がかかることを防ぐための、費用の平準化、大規模改修・建替費用を下げる ための、保有施設総量の削減を図ることが必要です。

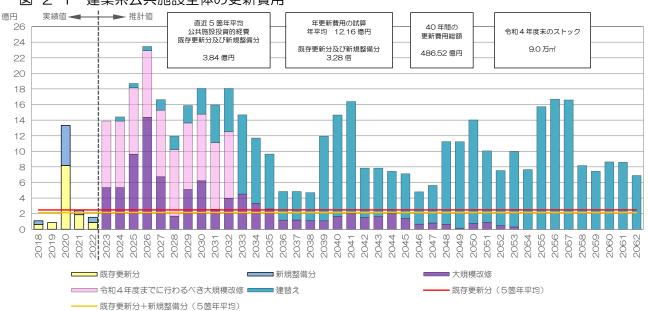


図 2-1 建築系公共施設全体の更新費用

2 道路

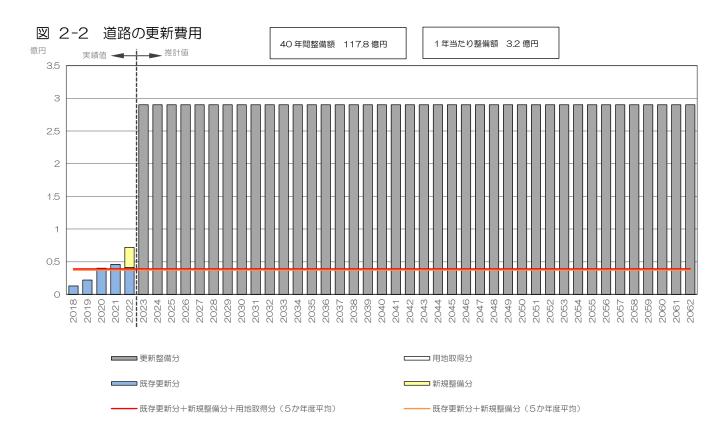
道路整備面積を更新年数で割った面積を、1年間の舗装部分更新量と仮定し、これに更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

① シミュレーション条件

- ・ 今後新たな整備は行わない。
- ・舗装の耐用年数を 15 年とし、道路の全整備面積をこの 15 年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定する。
- 更新単価は、4,700円/㎡とする。

② 更新費用の見通し

40年間にかかる費用総額は117億円で、年当たりでは2.9億円です。全道路面積の15分の1を毎年更新するため、毎年必要な費用は一定になります。



3 橋りょう

橋りょう面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

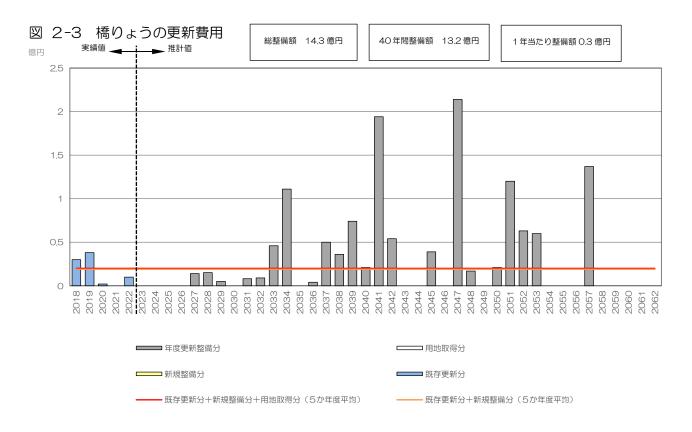
① シミュレーション条件

- ・ 今後新たな整備は行わない。
- 整備した年度から法定耐用年数の 60 年を経た年度に更新すると仮定する。
- ・ 更新単価は次のとおりとする。

RC 橋 : 425 千円/㎡ 鋼橋 : 500 千円/㎡ 木橋その他: 425 千円/㎡

② 更新費用の見通し

40 年間にかかる費用総額は 13.2 億円で、年当たりでは 0.3 億円です。年度別に金額の差があり、令和 23 (2041) 年及び令和 29 (2047) 年は 2.0 億円近い費用が必要となります。



4 上水道

延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

① シミュレーション条件

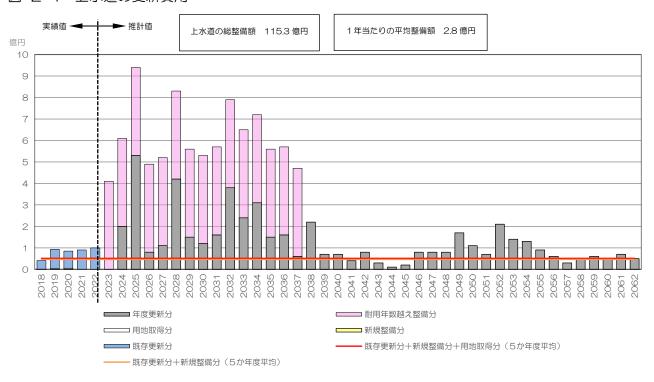
- ・ 今後新たな整備は行わない。
- ・整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定する。
- ・ 更新単価は次のとおりとする。

導水管 300 ㎜未満: 100 千円/m 100 千円/m 送水管 300 ㎜未満: 配水管 50 mm以下: 97 千円/m 75 mm以下: 97 千円/m 100 mm以下: 97 千円/m 125 ㎜以下: 97 千円/m 150 mm以下: 97 千円/m 200 mm以下: 100 千円/m

② 更新費用の見通し

40年間にかかる費用総額は 115.3 億円で、年当たりでは 2.8 億円です。 既に耐用年数を経過している管が約 5.3割を占めるため、これらの更新を今後 15年間で実施する場合、今後 15年間の年間平均整備額は約 5.9 億円となります。

図 2-4 上水道の更新費用



5 下水道

延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

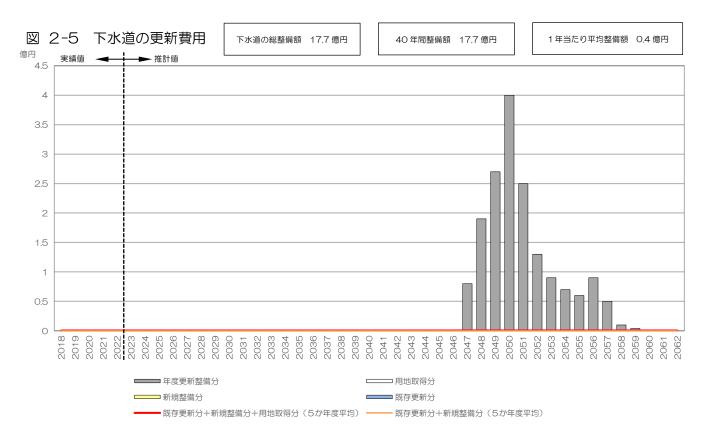
① シミュレーション条件

- ・ 今後新たな整備は行わない。
- 整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定する。
- ・管径別更新単価は次のとおりとする。

250mm以下: 61 千円/m 251~500mm以下:116 千円/m

② 更新費用の見通し

40 年間にかかる費用総額は 17.7 億円で、年当たりでは 0.4 億円です。令和 29(2047)年 以降に更新費用が発生し、令和 31(2049)~33(2051)年の 3 年間は2億円以上の費用が必要となります。



6 公共施設等まとめ

各項目の更新費用の見通しをまとめると、40年間にかかる費用総額は663.5億円で、年当たりでは16.5億円です。過去5年間の投資的経費の実績(既存更新分及び新規整備分)は年平均4.3億円(グラフ中の赤色水平線)ですが、これの3.8倍に相当します。

更新費用の項目別割合をみると、建築系公共施設が最も高く全体の 65%を占めており、今後は施設を削減する必要があると考えられます。

図 2-6 公共施設等全体の更新費用

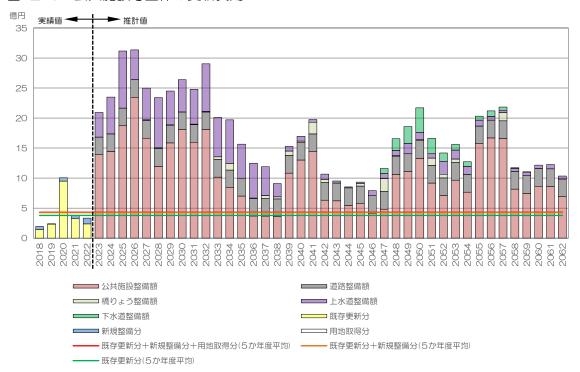
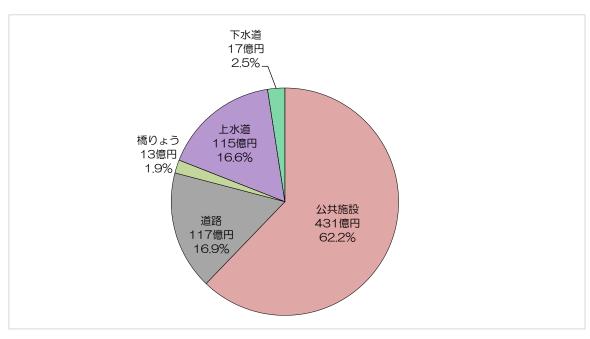


図 2-7 項目別 40 年間整備額構成比



3章 公共施設等を取り巻く課題の整理

(1)公共施設等の現況と更新費用の見通し

① 公共施設等の総量

えりも町は、建築系公共施設が 168 施設、366 棟、88,813 ㎡のほか、道路・林道・橋りょう・上下水道等のインフラ系公共施設を保有しています。建築系公共施設については昭和 62 年ごろから平成 16 年ごろまでに多くが建築されていますが、旧耐震基準で建てられた施設も3割あり、これらの施設は築 30 年以上が経過しており今後、更新等の必要があります。

② 更新費用の見通し

今後 40 年間、現在あるすべての公共施設等を保有し続けた場合にかかる更新費用の総額は 624.8 億円となり、年平均では 15.6 億円となります。近年の投資的経費の実績は年平均 4.4 億円ですが、これの 3.5 倍に相当します。

更新費用の項目別割合をみると、建築系公共施設が最も高く全体の 55%を占めており、また、 更新費用は今後 40 年間で断続的に大きく膨らむ時期があため、このまま現在の公共施設をすべて 更新していくことは不可能であり、費用の平準化と保有施設総量の削減を図る必要があります。

インフラ系施設については、道路・林道は一定の経費が将来的に必要となる一方で、橋梁・上下 水道は今後、経費が膨らむ見込みです。町のまちづくりの方針に併せてインフラ系施設の計画的な 管理を推進するとともに、経費の縮減と平準化を図る必要があります。

(2) 劣化度と利用度から見た建築系公共施設の状況

① 施設の劣化度

29 棟の劣化度に関する調査結果では、6棟が「外壁及び構造体が劣化、大規模修繕が必要」と評価されました。これらの施設については早急な対応を求められますが、他の同種施設や地区内施設等との総合的な管理計画を定め対応を図ることが必要です。

一方で、17棟が「外壁、塗装、シーリング部の部分修繕が必要」と評価されています。これらの施設については、建物の長寿命化を図るために、予防保全的な修繕を計画的に実施し管理していくいく必要があります。

また、定期的に劣化状況等既存施設の点検・調査による管理を実施することにより、施設の劣化 を防ぐことが必要です。

② 劣化度・利用度の両面から見た施設現況

劣化度に、年平均利用日数割合等による利用度を加えた分析からは、同種の施設でも劣化・利用の度合いに差があることがわかりました。例えば利用度が高いにもかかわらず劣化度が大きい施設は、今後も継続的に運営していくために優先的に大規模改修の対象にすることも考えられます。このように、劣化度・利用度の両面からの施設特性から、施設の改修・削減等の個別方針を定めえりも町の保有施設量を管理していくことが必要です。

4章 公共施設等マネジメントの理念と目的

1 公共施設等総合管理計画の理念・目的

【理 念】

えりも町の公共施設等全体を公共団体の貴重な資産と捉え、町民と問題意識を共有し、協働で公 共施設等の将来の方向性の確立に向けて取り組みます。

【目的】

公共施設等の整備や維持管理を計画的に効率よく行い、寿命を延ばし、公共施設の利活用促進や 統廃合を進めることによって将来の財政負担を軽減することを目的とし、住民サービスの水準と健 全な行財政運営との均衡を図ります。

えりも町では、上に示すような、公共施設等マネジメントの理念と目的を定めます。これは、将来のまちづくりの第一歩として公共施設のあり方を決めるに当たり、町と町民がお互いに歩み寄り、ともにふさわしい公共施設のあり方を考えることを目指しています。

総合管理計画策定を、新しいまちづくりの第 1 歩と捉えて実行に移していくためには、以下の 3 点が、公共施設等マネジメントの推進力となります。

- ①行政の努力:公共施設等の統廃合を含む施策推進により公共施設等に係る経費の削減と平準化
- ②住民との協働:受益者負担の見直し等、住民との協働を得ること
- ③民間活力の活用:可能な限り公共施設管理の民間委託の検討を行うこと

これらの理念・目的に基づき、施設の管理方針を以下に定めます。

2 計画の対象

本計画の対象とする公共施設等は、庁舎、学校、公営住宅等の「建築系公共施設(ハコモノ)」と、道路、橋りょう、上下水道、公園等の「土木系公共施設(インフラ)」で、町が保有する全ての施設及び土地とします。

図 4-1 対象となる公共施設等



3 計画期間

・えりも町の公共施設等は、今後 40 年の間に更新整備費が断続的に膨大することから、長期的な公共施設等に係る経費の削減と平準化を図るために、計画期間を 40 年とします。

4 策定体制

総合管理計画の策定に当たり、建設水道課は、施設の各部門を横断的に管理し、施設総体を把握し、一元的に管理する役割を担います。建設水道課は、横断的な組織として各課の調整機能を発揮し、公共施設等マネジメントの推進について計画の方針の改定や目標の見直しを行っていきます。以下に建設水道課の役割を挙げます。

- ①公共施設等に関して各課全てを横断する位置づけの組織とする。例えば、各課に対し、公共施設等の情報収集や調整等の権限を持つ。
- ②公共施設等に関して主要業務を一元的に遂行できる機能を持つ。
- ③公共施設等に関して自治体の首長を密接に支援できる組織の位置づけである。
- ④公共施設等に関して財務部門と密接に連携する。

また、建設水道課は次の項目を実施していきます。

- ①財政との連携:マネジメントの基盤となる財政に関し、財政部門との連携を密にします。
- ②町民との協働:町民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を 行います。
- ③職員の意識改革:職員一人ひとりが公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み町民サービスの向上のために創意工夫を実践します。

5章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の管理に際しては、以下の3つを基本的な方針として、基本的な考え方を示します。

- 人口減少を見据えた整備更新
- ・町民ニーズへの適切な対応
- ・ 民間活力の積極的な導入

1 人口減少を見据えた整備更新

えりも町の人口は、引き続き減少が見込まれています。新規施設の整備は最小限に抑制し、既存の公共施設を貴重な財産ととらえ、適切な維持管理によって、できる限り長期間使用します。

(1) 人口動態などに基づいた全体面積・施設規模のコントロール

公共施設の整備・更新時期を迎えることによって、多額の更新費が見込まれます。また、公共施設を適切に維持管理・運営するためには、様々な費用が必要です。公共施設全体の延床面積を、えりも町の人口や人口構成の変化、費やせる財源などに沿って適切に調整します。この場合、えりも町における面積標準があれば、ひとつの判断基準になります。政策的には新設が必要な場合であっても、面積標準を参考に、全体の延床面積を一定の範囲内でコントロールしながら、費用対効果を十分に検証して整備することが重要です。

また、利用されていない施設の部分を撤去して、耐震性能などの空間の価値を高めながら、規模の適正化を図る「減築」といった手法も検討します。

不要と判断された施設は解体等により延床面積を縮減し、維持更新費の削減を行うとともに、削減された費用は他の設備の維持更新費に回すことにより、財源の負担を軽くすることを検討します。

(2) 既存公共施設の長期使用と予防保全・機能改善

新耐震基準で整備された公共施設や耐震補強工事を行った公共施設は、定期的に修繕工事を実施することで長寿命化を図り、将来にわたり有効活用します。特に、有料で貸し出す公共施設を中心に、不具合発生の都度修理を行う「事後保全」から、事故が起こる前に計画的に実施する「予防保全」への転換を目指すことで、既存公共施設を良好な状態に保つことが大切です。

また、スロープや手すりなどのバリアフリー対応、太陽光発電設備などの環境対応、省エネ対策 などで時代の要求に即した改修工事の実施に努めます。

(3) 民間への整備費補助と不要施設の売却

近年、公共的な役割を担う主体は多様化しています。行政が直接整備するよりも効果が見込める場合などには、民間や自治会、社会福祉法人、NPO法人などに施設整備費を補助し、公共サービスを提供してもらう方法も考えられます。

また、廃止した公共施設や不要と判断された施設を積極的に売却し、売却資金を次の整備費用や 改修費用の一部として活用したり、基金として積み立てたりすることで、公共施設を通じて資金が 循環するシステムの構築を図ります。

2 町民ニーズへの適切な対応

公共施設等は本来、町民の方々に公共サービスを提供するためのツールであり、適切に利用されて初めてその効果を発揮します。 社会経済状況や時間の経過によって変化する町民ニーズを的確にとらえ、最大限に有効利用されることを目指します。

(1) 用途転用又は複合化による既存公共施設の有効活用

建物は、長期間の使用を前提に整備されますが、その間に公共施設に期待する町民ニーズが変化する場合があります。この場合、建物を支える耐久性の高い構造躯体を活用しつつ、内装のみを改修する「用途(機能)転用」や一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、町民ニーズの変化に適切に対応し、既存公共施設の有効利用に努めます。

(2)公平性に基づく受益者負担の適正化

公共施設の維持管理などに要する経費(コスト)は、自治体の税などの一般財源と施設利用者による受益の対価(使用料等)から賄われています。公共施設の使用料などは、公共施設を利用する人としない人との公平性に考慮して施設利用者には公平で適正な負担を求めることが重要です。また、社会経済環境の変化や利用実態に合わせて、使用料などを適切に設定します。

3民間活力の積極的な導入

簡素で効率的な町政運営のため、着実な行財政改革が重要ですが、一方で、町の職員や財源などの行政資源には限界があります。公共施設の維持管理・運営や新規整備や修繕工事における資金調達について、多様な主体との協働を図ります。

(1) 町民、民間企業、社会福祉法人、NPO 法人などの民間活力の導入

最近では、指定管理者制度、PFI、包括的民間委託など、これまで行政が担っていた役割を民間などが担う仕組みが整えられてきました。また地方自治法の改正により、これまで認められていなかった行政財産も、一定の条件の下で貸付けができるようになりました。

公共施設の維持管理・運営に、こうした民間活力を積極的に取り入れ、新規整備や修繕工事への 民間資金の活用を積極的に進めることを検討します。公共施設の機能や役割に応じて、民間企業、 社会福祉法人、NPO 法人、自治会、ボランティアなど、多様な主体の利点を活かし、協働で推進 します。

(2) 公共施設を核としたコミュニティの醸成

協働の基本的な理念は、地域で必要とされる公共サービスを多様な主体が役割と責任に応じて担い、対等のパートナーとして連携し、地域にふさわしいまちづくりに取り組むことです。公共施設は、この町民協働型のまちづくりにおけるコミュニティの核となり得るものです。したがって、人口減少によって将来的に公共施設全体の延床面積を縮減させる場合でも、まちづくりや防災、地域の拠点など、コミュニティにおいて公共施設が担っている多様な役割に十分留意します。

(3) 町民参加による合意形成

公共施設全体の延床面積縮減に伴う施設の統合や廃止に当たっては、住民の理解と合意形成が重要です。住民にとっては総論賛成でも、自分が利用している施設の統廃合には難色を示すことが少なくありません。十分な話し合いと時間をかけての合意形成を進めていきます。

6章 公共施設等の管理に関する実施方針

1 点検・診断等の実施方針

- ・施設は、日常点検と定期点検・臨時点検を実施し、点検履歴の記録は老朽化対策等に活かします。
- ・診断等では、施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を必須項目として実施します。施設の長寿命化を図るために快適性、環境負荷性、社会性等についても評価を実施します。

(1) 点検·保守·整備

建物は、数多くの部品、部材や設備機器などから構成されます。部材、設備は使い方や環境および経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させます。日常管理は、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって建物の劣化及び機能低下を防ぎます。建物をいつまでも機能的に、美しく使っていくために、総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などを行います。

点検には、日常点検の他に、定期点検や臨時点検などがあり、みずから実施する場合と、専門家に依頼する場合があります。委託契約により実施している場合は、保守・点検・整備が契約どおりに実施されているかどうか、委託先から確実に報告を受け、実態を把握します。

保守・点検・整備は、その履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かしていきます。

(2)施設の診断

公共施設等の施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性および適法性について簡易な診断を実施することを検討します。また、施設の長寿命化を図るために、快適性、環境負荷性、社会性などの項目についても評価を検討します。

診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことを検討します。診断記録は集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・維持管理および修繕を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物 に掛かるトータルコストを縮減します。
- ・アクションプランに基づく、長期修繕計画、中期修繕・改修計画を策定し、施設の適法性の管理、インフィル(内装・設備等)の計画的保全、および施設の統廃合推進方針と整合を図ります。

(1)維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。たとえば機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修については、公共団体と管理会社が役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を構築します。

清掃は建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高め、また建物の劣化を防止として重要です。

廃棄物処理は、事業系の一般廃棄物について軽減施策を立案し実践します。

維持管理および修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減することを目指します。

(2) 更新・改修の実施方針

不具合が発生したそのつど対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し計画的な保全を実施していくことが重要です。

また施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要です。

表 6-1 適法性の主な管理項目

適法性 管理	関連法規 適法性	望築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保険法、医療法、児童 駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法		
		消防に関する法令	消防法	
		条例に関する法令	条例	
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法	
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法	
	定期検査	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、	
	の履行		特殊建築物の定期検査、	
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電	
			気工作物の点検	

建物を長期にわたって有効に活用するためには、建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な 状態に維持あるいは向上することが必要です。そのためインフィルを適切なタイミングで簡易に診 断し、計画的に保全していくことが不可欠です。総合管理計画、アクションプランの中の具体的な 計画となる長期修繕計画の策定、それまでの間に定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の展開 が重要です。 更新の際には、安全性、法規適合性、構造性能、ランニングコストの低減等更新の理由を明確にするとともに、更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、土地や建物について、単独更新以外の統合や複合化について検討を行います。従って更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針と整合性を図る必要があります。

3 安全確保の実施方針

- 重要な評価項目で危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。
- 施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合もあります。

公共施設における安全確保は、利用者の安全、資産や情報の保全が目的です。万一の事故・事件・ 災害に遭遇したときに損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧する体制を平時から整えることは、施設 管理者にとって最も重要な点です。

敷地安全性、建物安全性、火災安全性等の危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合もあります。

表 6-2 (参考)施設の安全確保に係る項目

評価項目			ф 🛱	
大項目	中項目	小項目	内容	
安全性	敷地	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層・有・無
	安全性		土砂災害	警戒区域・特別警戒区域・有・無
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無
		敷地安全対応策	地盤安定性	・ 地盤沈下・ 地盤崩壊・ 湿潤地域の有・無
			緊急自動車接近	• 道路幅
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地・有 ・無
			危険物の種類	消防法危険物(1 類・2 類・3 類)・有・無
			保安距離	・危険物から 50m 以内、200m 以内
	建物	構造安全性	基礎の安全性	• 基礎の安全要件の満足度
	安全性		常時床荷重	• 許容積載荷重 • 超過
		耐震安全性	建設年	• 1981 年 6 月以前
			耐震診断	• ls 値>0.6 /0.6>ls 値>0.3 /0.3>ls 値
			耐震補強	• 要 • 不要
			耐震等級	• 等級
			免震、制震	・有・無
		耐風安全性	耐風等級	• 等級
		対水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度
		対落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度
	火災	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能
	安全性	避難安全性	避難路確保	• 避難路確保
		消火安全性	消火活動•経路確保	・非常用侵入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保
	生活環境	空気質安全性	空気質測定	・有 ・無 ・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況
	安全性		空気質安全性の確保	ホルムアルデ ヒト ・トルエン・キシレン・エチルヘンゼン・スチレン放散速度
		水質安全性	水質検査	•有 •無
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度

評価項目				t
大項目 中項目 小項目			内容	
安全性	生活環境	傷害・	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
(つづき)	安全性	損傷防止性	落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
	(つづき)		危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
		有害物質排除性	アスベスト排除	• 飛散性・非飛散性のアスバスト排除状況(年代・部位)
			PCB 排除	·トランス・蛍光灯・シーリングから PCB 排除状況 (年代·部位)
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況
			CCA対策	・木造土台の CCA・有無
		公害防止性	日照•通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度
			風害防止性	・ 風害防止要件の満足度
			電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度
			騒音·振動·悪臭防止性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度
			障害防止性	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度
			外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	経過年数の%
			耐用年数(償却)	• 法的耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数(60年)と築年の差
			外壁•屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数(40 年)と改修年の差
			付属設備耐久性	・設備耐用年数(20年)と改修年の差
	不具合	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
	現況		土台	・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
		外部仕上	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
		不具合	外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況
		内部仕上	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下・有・無
		不具合	内壁	割れ、剥がれ、変色・有・無
			床	割れ、剥がれ、変色・有・無
		付帯設備	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
		不具合	広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備	電気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
		不具合	給排水衛生設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			空調換気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			搬送設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			その他設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況

出典:FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)

4 耐震化の実施方針

えりも町耐震改修促進計画では、耐震化の実施方針として以下を示しており、本計画においても同様の方針で推進します。

(1) 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策方針

- ①住宅・建築物の耐震化促進のための環境整備
 - 相談窓口の創設
 - 耐震診断・改修促進のための所有者等への支援の検討
 - 地震時に通行を確保すべき道路の指定
 - 公共建築物の耐震化の促進
- ②地震防災や耐震化促進に関する普及啓発
 - 地震防災マップの作成・公表
 - 住宅・建築物の地震防災対策普及ツールの作成・配布
- ③地震時の建築物等の総合的な安全対策
 - ブロック塀等の転等防止対策
 - 家具の転等防止対策等

(2) 住宅・建築物の耐震化促進に向けた各事業主体の役割

①所有者の役割

住宅・建築物の所有者自らの問題、地域の問題といった意識を持って、主体的に住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上に努めるものとします。

②建築関連事業者の役割

建築関連事業者の役割としては、その業務が耐震性など人命に関わる重要な要素について責任を負っていることを再認識し、地域社会との信頼関係の一層の構築を図り、良質な住宅・建築ストックの形成に努めるものとします。

③町の役割

町民の安全確保を重大な責務とし、自ら管理する住宅・建築物については、積極的な耐震化に努めるとともに、相談体制の整備や適切な情報提供を行い、住宅・建築物の安全性の向上に努めるものとします。

5 長寿命化の実施方針

- ・総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。個別 に長寿命化計画等が策定されている場合はそれに準拠します。
- ・ 建替周期は大規模改修を経て 60 年とし、更に使用が可能であれば長寿命化改修を行って施設の 延命化を図ります。

(1)総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の 長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画 的にきめ細かく行い、公共施設等を健康な状況に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修 工事を行って不具合箇所を是正することです。

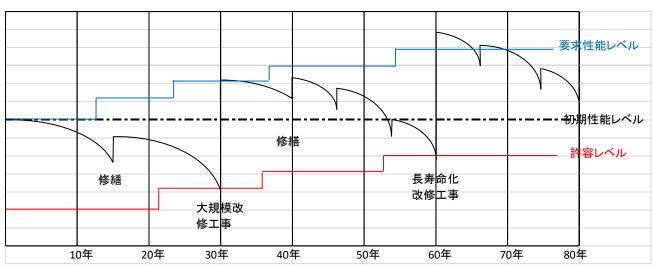
現在ある公共施設等の健康状態を把握するための施設診断が必要で、診断によって、所定の機能・性能を確保できるところまで改修工事を行い、そこから計画的な保全を行っていきます。

(2)計画的な保全、長寿命化計画

施設の築年数や求められる性能のレベルに合わせて、的確な改修・修繕を行います。

えりも町の公共施設では、建替周期は大規模改修工事を経て 60 年とし、その時点で診断を行い 更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って施設の延命化を図ります。





建設から 30 年まで: 小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つ

建設から 30 年経過:よる修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模 改修工事が必要。

※要求性能レベルは通常時間経過により上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれる。

6 統合や廃止の推進方針

- 7つの評価項目において診断し、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。
- 町民サービスの水準低下を最小限にするため、種々の施策についてその可能性を検討します。

危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止(用途廃止、施設廃止)を必要とする施設を見出します。公共施設等コンパクト化は、以下の7つの評価項目において診断します。

- ① 施設の安全性
- ② 機能性
- ③ 耐久性
- ④ 施設効率性
- ⑤ 地域における施設の充足率
- ⑥ 施設利用率
- ⑦ 費用対効果

上記の品質・性能によって施設を診断・評価し、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4 段階に分類します。診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。次表に、診断結 果による取組の方向性の例を示します。

表 6-3 診断結果と取組の方向性の例

診断結果	取組	の方向性
	施設面	ソフト面(検討項目)
継続使用	• 長期修繕計画の策定	・効果的かつ効率的な運用を検討
	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・それに伴う改善策を検討
改善使用	・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 ・建替更新時の規模縮小の検討 ・多用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFIの活用等による用途変更	・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や 取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
用途廃止	・空いた施設の利活用(多用途への変更、民間へ の貸与等)の検討	・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転(サービス転化)等を検討
施設廃止	・施設廃止後は、建物解体・施設廃止に伴う跡地は原則売却	・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討 ・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転(サー ビス転化)等を検討

公共施設等統合や廃止では、町民サービスの水準低下が懸念されます。それを最小限にするために、公共施設コンパクト化の施策について住民合意の可能性を検討します。

7章 施設類型毎の管理に関する基本的な方針

1 建築系公共施設

(1) 学校教育系施設

■基本的な方針

学校教育系施設は、公共施設面積全体の約3割を占め、災害時においては多人数を収容する避難施設となります。

えりも高校、えりも中学校(中学校については平成 18年にえりも中学校への統合が完了)については、老朽化が進行しており、大規模改修の検討を含め、修繕を行いつつ適切な維持管理を図ります。

小学校(東洋小学校については令和3年度にえりも小学校への統合が完了)については4校ありますが、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を踏まえた適正な配置を検討しつつ、施設の適切な維持管理に努めます。

■施設改善計画

- ○学校適正配置計画の策定(H29~)
- ○えりも高校、えりも中学校大規模改修工事

(2) 文化系施設

■基本的な方針

各地区にある生活館は、利用状況や劣化状況を勘案しながら適切な維持管理を行います。老朽化 した施設でも、利用率が高く需要が見込める施設については、将来的な改築等を検討します。

■施設改善計画

○生活館の補修工事

(3) 社会教育系施設

■基本的な方針

町の観光拠点である風の館、水産の館は、適切な修繕を行いつつ、長期的な活用を図ります。

(4) スポーツ・レクリエーション施設

■基本的な方針

町民体育館は、老朽化が進行しており、早期に改築等を検討します。検討にあたっては他施設との複合化や民間活力導入の検討など適切な施設管理に努めます。

第二体育館は、既存施設を有効活用できるよう、改修内容を検討します。

町民から要望のあった温水プールは、令和2年度に完成。

その他の施設についても、利用状況、需要動向や施設の老朽化状況を勘案しつつ、統廃合を検討するとともに、計画的な修繕による適切な施設の維持管理を図ります。

■施設改善計画

- 〇町民体育館改築工事
- ○第二体育館改修工事

(5) 産業系施設

■基本的な方針

各地区の共同作業所等は、利用状況、需要動向や施設の老朽化状況を勘案しつつ、既存施設を有効活用できるよう、計画的な修繕による適切な施設の維持管理に努めます。

漁村センターは、現在活用していないことから用途廃止をし除却を検討しつつ、跡地の有効活用を検討します。

■施設改善計画

- ○漁村センター用途廃止、解体除却、跡地の有効活用検討(H31~)
- ○共同作業所の改修工事

(6) 子育て支援系施設

■基本的な方針

目黒保育所は休止中ですが、地域住民との意見交換を行いつつ、今後の活用方策を検討します。 その他の保育所や放課後児童クラブについては、「えりも町子ども・子育て支援事業計画」を基本 とし、計画的な修繕による既存施設の適切な維持管理を図ります。

(7) 保健·福祉施設

■基本的な方針

高齢者センターは、令和2年度に改修工事を実施、今後も計画的な修繕による既存施設の適切な 維持管理を図ります。

福祉センターは施設の老朽化状況を勘案しつつ、計画的な修繕による適切な施設の維持管理を図ります。

高齢者ケアセンターいずみ、介護予防センター、高齢者福祉寮ゆうゆう等は、計画的な修繕による既存施設の適切な維持管理を図ります。

■施設改善計画

○福祉センター改修工事

(8) 医療施設

■基本的な方針

診療所、医師住宅等は、計画的な修繕による既存施設の適切な維持管理を図ります。

(9) 行政系施設

■基本的な方針

役場庁舎は、定期点検や計画的な修繕による既存施設の適切な維持管理を図ります。防災倉庫は 各地区に必要であり、各地区の公共施設の改築時等にスペースを設けることを推進します。

消防施設については、定期点検を実施するとともに、劣化状況等に応じて優先順位を設定しながら改修や更新、耐震化について計画的に実施します。

(10) 公営住宅

■基本的な方針

公営住宅は、公共施設面積全体の約2割を占め、多くの施設で改修等が必要になっています。「えりも町公営住宅長寿命化計画」を基本として、10年間で1割の住戸の削減を目指した建替え、長寿命化、用途廃止等を進めます。

■施設改善計画

- 〇新浜団地建替事業(R6、7)
- 〇ふれあいの丘団地改善事業(R8~12)
- 〇大和C団地外部改善事業(R9~12)

(11)供給処理施設

■基本的な方針

清掃センター、クリーンセンター、侵出水処理施設等は、定期点検や計画的な修繕による既存施設の適切な維持管理を図ります。

(12) その他

■基本的な方針

目黒火葬場の解体、えりも町斎場の改修等を検討します。

教員住宅については、各学校とも必要戸数を算定し、既存住宅の経年経過を考慮しつつ、原則と して改修または建替えを進めます。

職員住宅については、職員増の予定がないことから、10年間程度維持修繕をしながら現状を維持し、将来的には民間住宅供給業者等を活用しながら、管理戸数を減じていくこととします。

その他の建築系施設については、本計画の基本方針に基づき、適切な維持管理を図ります。

■施設改善計画

- 〇目黒火葬場解体工事
- ○えりも町斎場改修事業
- ○教員住宅改修、改築事業

2 インフラ系施設

(1) 道路・橋梁・トンネル・シェッド

■基本的な方針

町道・林道については、定期的な巡回、安全点検を実施し、点検結果や地域の要望を踏まえた適切な維持・補修に努めます。

トンネル、シェッドについては、定期的な点検・診断を実施するとともに、「トンネル・シェッド長寿命化修繕計画」を基本とする維持管理・修繕・更新等を実施します。

橋梁については、定期的な点検・診断を実施するとともに、「橋梁長寿命化修繕計画」を基本と する維持管理・修繕・更新等を実施します。

(2) 公園

■基本的な方針

既存公園は、定期的な点検と修繕を実施し、継続管理に努めます。陸上競技場、テニスコートは、 他の施設の整備に合わせた再編等を検討します。

(3)上水道•下水道

■基本的な方針

上水道については、管路施設のマッピングシステムの導入、アセットマネジメント及び管路更新 計画を策定し、当計画に沿って更新、長寿命化を進めます。

下水道については、ストックマネジメント計画を策定し、当計画に沿って更新、長寿命化を進めます。

(4) 河川

■基本的な方針

見回り等の安全点検を実施し、対応します。

(5) その他

■基本的な方針

その他のインフラ系施設については、本計画の基本方針に基づき、適切な維持管理を図ります。

8章 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策

1 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 公共施設等マネジメント推進のための横串機能を持つ組織を構築します。
- ・総合的かつ計画的な管理を実現する体制の構築に対する6つの方針を検討します。

(1) 公共施設等マネジメント組織体制の構築

厳しい財政状況下で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、公共施設等は維持管理・更新等を的確に進めていくことが重要です。

そこで、えりも町としては、各課に対し横串機能を持ち、公共施設等に対して一元管理を行い、 全体の調整機能を発揮しつつ、進行管理を行うとともに方針の改定や目標の見直しを行う機能を持 つ組織の構築を検討します。

(2) 町民等の利用者の理解と協働の推進体制の構築

公共施設を用いたサービス提供に至るまでの過程において、町民と行政の相互理解や共通認識の 形成など、協働を促進する環境整備が不可欠です。

清掃や植栽管理等の業務について協定等に基づき町民団体による維持管理の検討や、維持管理の成果や利活用状況など様々な情報を、町民へ提供することによって町民に開かれた公共施設を目指します。

(3) 担い手確保に向けたアウトソーシング体制の構築

多数の施設の健全性を正しく評価し、迅速且つ的確に必要な措置を講ずるためには、適切な技術力を有する民間企業の担い手にアウトソーシングすることを検討し、そのための体制の構築を進めます。

(4) 指定管理者制度、PPP および PFI の活用体制の構築

指定管理者制度、PPP および PFI の活用により、効率的で質の高い公共サービスを提供や、民間 資金やノウハウを活用したサービスの質を充実、コスト削減が期待てきることから、これらの活用 体制の構築を進めます。対象施設は、新たな公共施設等の建設だけでなく、縮減対象の公共施設等 の用途変更に採用することも検討します。

表 8-1 行政と民間とのパートナーシップ

指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる(行政処分であり委託ではない)制度である
PPP	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
PFI	Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

(5) 財政との連携体制の構築

そのため、公共施設等マネジメントの導入により必要となる経費については、全体の予算編成を 踏まえながらその確保に努めるとともに、財政部門と密に連携します。また、公共施設等マネジメ ントによる事業の優先度の判断に応じた予算配分の仕組みについては今後検討します。

(6) 職員研修の実施

全庁的な公共施設等マネジメントを推進していくには、職員一人一人が公共施設等マネジメント 導入の意義を理解し、意識を持って取り組み町民サービスの向上のために創意工夫を実践していく ことが重要です。

そのためには、全職員を対象とした講演会やパソコンによる研修等を通じて職員の啓発に努め、 公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

2 フォローアップの実施方針

- 本計画に基づき、具体的な個別計画を策定し公共施設等の整備を実施するとともに、定期的に公共施設等の管理状況を評価します。
- ・総合管理計画の進捗状況等については、議会や町民と情報を供給します。

(1)計画の進行管理

本計画に基づき、具体的な個別計画を策定します。個別計画に基づき、公共施設等の建設や大規模改修、長寿命化改修、統廃合、更新を実施します。また、維持管理する公共施設等に対しては、定期的に劣化度・利用度・コスト等の評価を実施し、評価結果に応じて個別計画を見直します。また、本計画についても社会情勢の変化等に応じて適宜見直します。

(2) 議会や町民との情報共有

総合管理計画の進捗状況等についての評価結果ならびに評価に基づく変更や対策活動は、議会に報告し、またホームページ等で町民に報告を行います。また必要に応じて、町民への説明会も検討します。

持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うにあたり、町民と行政が、施設に関する情報と問題意識を共有することが重要です。

公共施設を利用し、または支えている多くの町民と行政が問題意識を共有し、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報や評価結果を積極的に開示します。

また、町民からの様々な意見を収集する窓口やそれを整理して公共施設等マネジメントに生かす 仕組みについても積極的に採用します。